

E P Sの新会計基準案

制度調査部

吉井 一洋

B P Sの算定に問題あり

【要約】

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2005年9月22日に企業会計基準公開草案「1株あたり当期純利益に関する会計基準（案）」および同適用指針の公開草案（案）を公表した。

基本的には、用語の修正やE P S（1株あたり純利益）の分子から役員賞与を除外する規定を削除する等、新会社法に対応する改正内容となっている。

しかし、B P S（1株あたり純資産）については、分子から新株予約権を除外するなど、新しい貸借対照表と異なる取扱いをしており、市場の混乱を招く可能性が高い。

A S B J（企業会計基準）は、2005年9月22日に、以下の会計基準案・適用指針案を公表した。

企業会計基準公開草案第10号「1株あたり当期純利益に関する会計基準（案）」

企業会計基準適用指針公開草案第13号「1株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」

現行の会計基準・適用指針では、E P S（1株あたり当期純利益）の計算上、分子の当期純利益から利益処分による役員賞与を分子の「当期純利益」から除外している。改正会計基準・適用指針（案）では、新会社法の制定や企業会計基準公開草案第9号「役員賞与に関する会計基準（案）」の公表に伴い、利益処分による役員賞与を分子の「当期純利益」から除外する規定を削除している。

適用指針ではE P Sの他にB P S（1株あたり純資産）の計算方法を定めているが、改正案では、分子の「純資産」から新株予約権などを除外することとしている。2005年8月10日に公表された企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」等では、貸借対照表上の「純資産」に新株予約権などを含む内容となっているが、これとは整合性が取れていない。

A S B Jは、改正会計基準・適用指針（案）について、10月24日までコメントを募集して、その後検討を行い、年内に改正会計基準・適用指針を公表する予定である。

改正会計基準・適用指針は、新会社法施行期日（2006年5月頃か？）以後終了する中間連結会計期間・中間会計期間の中間連結財務諸表・中間財務諸表、連結会計年度・事業年度の連結財務諸表・財務諸表から適用される予定である。

以下、改正内容を解説する。

1. 新会社法等への対応

(1) 役員賞与等の取扱い

「1株あたり当期純利益」の会計基準・適用指針は、「普通株主」（普通株式を有する株主）に帰属する「1株あたり当期純利益」（以下「E P S」という）、「潜在株式調整後1株あたり当期純

利益」(以下「潜在株式調整後EPS」)の計算を目的としている。

具体的にはEPS、潜在株式調整後EPSは、以下の算式で算定する。

$$\begin{aligned}
 \text{EPS} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}} \\
 &= \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}} \\
 \text{潜在株式調整後EPS} &= \frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}
 \end{aligned}$$

現行基準・適用指針では、以下の～は、「普通株主に帰属しない金額」として分子の当期純利益の額から控除することとされている。

優先配当額

配当優先株式に係る消却(償還)差額

普通株主以外の株主が当期純利益から当期の配当後の配当に参加できる額(「参加可能額」)

利益処分による役員賞与(取締役及び監査役に対する賞与)の額

改正会計基準・適用指針案では、上記のうち～を削除している。即ち、EPS及び潜在株式数調整後EPSの計算の際に、分子の当期純利益から、役員賞与を控除しないこととしている。さらにBPSの計算においても同様の改正が行われている。その理由は次のとおりである。

2005年9月7日に公表された企業会計基準公開草案第9号「役員賞与に関する会計基準(案)」では、役員賞与を利益処分では無く、発生時に費用計上することとしている^(注1)。役員賞与の支給手続きは、これまで利益処分によることが一般的であったが、新会社法には利益処分に関する規定が存在しない。このため公開草案第9号では、現在、支給手続きに応じて「未処分利益の減少」と「費用処理」に分かれている役員賞与の会計処理を、費用処理に一本化することを提案している。

(注1)DIR制度調査部情報「役員賞与の会計処理に関する改正案」(2005.9.22 斉藤純)参照

これにより、役員賞与支給の対象となる事業年度の損益計算書の当期純利益は、役員賞与の額を控除した後の金額となる。したがって、これまでのようにEPSの計算の際に、分子の当期純利益から役員賞与を控除する必要はなくなる。

現行制度では「1株あたり純資産」(以下「BPS」という)の計算上、利益処分による役員賞与は、支給の対象となった事業年度末の貸借対照表上の純資産には反映されない。企業会計基準公開草案第9号が基準として確定し、役員賞与を発生時の費用として計上することになれば、当期純利益の減少を通じて期末の貸借対照表の純資産額も減少する。したがって、BPSの計算上、分子の純資産から役員賞与を控除する必要はなくなる。

(2)用語の修正

新会社法の制定に合わせて、「利益処分」という用語を「剰余金の配当」、「利益配当請求権」という用語を「配当請求権」に改めている。

「新株式払込金」、「自己株式払込金」という用語を削除している。従来、会社が新株の発行や自己株式の処分を行う場合、新株や処分した自己株式の取得者は、払込期日の翌日から株主になることとされていた。しかし、2004年10月の商法改正で、払込期日から株主になるよう改められた。新会社法でも同様の取扱いがなされている。そこで、払込期日の1日だけ計上される払込額を示すこれらの科目は不要となったため、改正後の会計基準・適用指針から削除することとしている。払込期日の前日まで計上される「新株式申込証拠金」や「自己株式申込証拠金」という用語（科目）は残されている。

2. B P S（1株あたり純資産）の取扱い

(1)改正案の内容

改正適用指針案では、B P S（1株あたり純資産）の算定にあたり、以下を分子の「純資産」から控除することとしている。

新株式申込証拠金

自己株式申込証拠金

普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額)

当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額

新株予約権

少数株主持分(連結財務諸表の場合)

上記のうち 新株予約権、少数株主持分は、現行の貸借対照表上は純資産には含まれていない。しかし、A S B Jが、2005年8月10日に公表した企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」等では、貸借対照表上の「純資産」に含めることされている^(注2)。

(注2) D I R 制度調査部情報「改訂版 資本が変わる！ R O Eが変わる！」(2005.8.19 吉井一洋)参照

にもかかわらず、今回の適用指針案では、これらをB P Sの算定上、分子から除くこととしている。

(2)改正案の問題点

投資家の混乱を避けるためには、貸借対照表上の「純資産」と、B P Sの分子の「純資産」は、可能な限り揃えることが望ましい。

ただし、適用指針で定めるB P Sは、「普通株主に関する企業の財政状態を示す」ことを目的としているので、普通株主に帰属しない、は分子から除外することになる。の「少数株主持分」についても、現行の連結財務諸表制度が経済的単一体説ではなく親会社説を採用しており「普通株主」は開示会社(親会社)の普通株主を想定していること、E P Sの分子の当期純利益からは少数株主利益は除外されている^(注3)ことなどを考えれば、が除外されることもやむを得ないと思われる。

(注3)米国のF A S B(財務会計基準審議会)とI A S B(国際会計基準審議会)が2005年6月に共同で公表した非支配持分(少数株主持分)に関する公開草案でも、E P Sは少数株主持分利益を除外した利益によりE P Sを算出することとしている。

しかし、「新株予約権」まで分子の「純資産」から除外することは問題である。権利行使の際に発行される新株が普通株式である限り、「新株予約権」は「普通株主」に関係するといえる。「新株予約権」が現金の払い込みにより発行されたものであろうと、ストック・オプションであらうと、対価は現金や役務の提供により支払われており、権利行使前でも権利自体は確定している。

大量の銘柄に投資する投資家の場合、個別の銘柄についていちいち財務諸表を確認する時間的な余裕は無い。財務諸表に代わるものとして、R O E、E P S、B P Sなどの指標を用いている。これ

らについては、以下の関係が成立すると理解されている。

$$EPS = BPS \times ROE$$

新しい貸借対照表導入後のROEを算定する際には、分母に新株予約権を含めることになると思われる。仮にBPSにおいて新株予約権を除外すると、上記の関係は成り立たなくなり、投資家の混乱を招くことになる。

新株式申込証拠金、自己株式申込証拠金も、新株発行や自己株式処分の対価として既に払い込まれているものであることを考えれば、対象が普通株式である限りは、分子の純資産に含めるべきものと思われる。